

令和 2 年

第 1 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 2 年 3 月 9 日

閉会 令和 2 年 3 月 日

八 雲 町

令和2年第1回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	令和2年度八雲町一般会計予算	
議 案	2	令和2年度八雲町国民健康保険事業特別会計予算	
議 案	3	令和2年度八雲町後期高齢者医療特別会計予算	
議 案	4	令和2年度八雲町介護保険事業特別会計予算	
議 案	5	令和2年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計予算	
議 案	6	令和2年度八雲町下水道事業特別会計予算	
議 案	7	令和2年度八雲町農業集落排水事業特別会計予算	
議 案	8	令和2年度八雲町病院事業会計予算	
議 案	9	令和2年度八雲町水道事業会計予算	
議 案	10	八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	11	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	12	八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	13	八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	
議 案	14	八雲町合葬墓条例の一部を改正する条例	
議 案	15	八雲町介護従事者就職支援資金貸付条例	
議 案	16	八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	17	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議 案	18	八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	19	八雲町都市公園条例の一部を改正する条例	
議 案	20	八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例	
議 案	21	八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例	
議 案	22	工事請負契約の変更契約の締結について	
議 案	23	工事委託に関する協定の変更協定の締結について	
議 案	24	指定管理者の指定について	
議 案	25	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について	
議 案	26	町道路線の認定について	
議 案	27	町道路線の変更について	
議 案	28	令和元年度八雲町一般会計補正予算（第9号）	
議 案	29	令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議 案	30	令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	
議 案	31	令和元年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）	
報 告	1	専決処分の報告について	
同 意	1	八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	
諮 問	1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	



議案第 10 号

八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例

(八雲町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 八雲町監査委員条例(平成 17 年八雲町条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、 法第 98 条第 2 項、法第 242 条第 1 項若 しくは法第 243 条の 2 第 3 項の規定に よる監査の請求又は法第 199 条第 6 項 の規定による監査の要求があったとき は、当該監査の請求又は要求を受理した 日から 7 日以内に監査に着手しなけれ ばならない。	(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、 法第 98 条第 2 項、法第 242 条第 1 項若 しくは法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規 定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があった ときは、当該監査の請求又は要求を受理 した日から 7 日以内に監査に着手しな ければならない。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 八雲町病院事業の設置等に関する条例(平成 17 八雲町年条例第 128 号)  
の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 8 条 法第 34 条において準用する地方自 治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の</u> <u>2 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に 従事する職員の賠償責任の免除について 議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上 である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 8 条 法第 34 条において準用する地方自 治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の</u> <u>2 の 2 第 8 項</u> の規定により病院事業の業 務に従事する職員の賠償責任の免除につ いて議会の同意を得なければならない場 合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万 円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 11 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員(非常勤職員及び臨時職員を除く。)となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔





議案第 12 号

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八雲町条例第28号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第2条、第5条、第7条関係）			別表（第2条、第5条、第7条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
略	略	略	略	略	略
選挙管理委員会補充員	日額 <u>5,600</u>		選挙管理委員会補充員	日額 <u>6,000</u>	
社会教育委員	" <u>5,600</u>		社会教育委員	" <u>6,000</u>	
文化財保護審議会委員	" <u>5,600</u>		文化財保護審議会委員	" <u>6,000</u>	
公民館運営審議会委員	" <u>5,600</u>		公民館運営審議会委員	" <u>6,000</u>	
図書館協議会委員	" <u>5,600</u>		図書館協議会委員	" <u>6,000</u>	
スポーツ推進審議会委員	" <u>5,600</u>		スポーツ推進審議会委員	" <u>6,000</u>	
スポーツ推進委員	" <u>5,600</u>		スポーツ推進委員	" <u>6,000</u>	
学校給食センター運営委員会委員	" <u>5,600</u>		学校給食センター運営委員会委員	" <u>6,000</u>	
熊石地域審議会委員	" <u>5,600</u>		熊石地域審議会委員	" <u>6,000</u>	
略	略		略	略	
行政不服審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>5,600</u>		行政不服審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>6,000</u>	
略	略		略	略	
情報公開審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>5,600</u>		情報公開審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>6,000</u>	
略	略		略	略	
個人情報保護審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>5,600</u>		個人情報保護審査会委員（弁護士以外の者）	" <u>6,000</u>	
略	略		略	略	
国民健康保険運営協議会委員	" <u>5,600</u>		国民健康保険運営協議会委員	" <u>6,000</u>	
民生委員推薦会委員	" <u>5,600</u>		民生委員推薦会委員	" <u>6,000</u>	
子ども・子育て会議委員	" <u>5,600</u>		子ども・子育て会議委員	" <u>6,000</u>	
青少年問題協議会委員	" <u>5,600</u>		青少年問題協議会委員	" <u>6,000</u>	
略	略		略	略	
いじめ対策委員会委員（弁護士以外の者）	" <u>5,600</u>		いじめ対策委員会委員（弁護士以外の者）	" <u>6,000</u>	

固定資産評価審査委員会 委員	" <u>5,600</u>	固定資産評価審査委員会 委員	" <u>6,000</u>
防災会議委員	" <u>5,600</u>	防災会議委員	" <u>6,000</u>
国民保護協議会委員、専 門委員及び幹事	" <u>5,600</u>	国民保護協議会委員、専 門委員及び幹事	" <u>6,000</u>
表彰審議委員会委員	" <u>5,600</u>	表彰審議委員会委員	" <u>6,000</u>
町営住宅入居者選考委員 会委員	" <u>5,600</u>	町営住宅入居者選考委員 会委員	" <u>6,000</u>
空家等対策協議会委員	" <u>5,600</u>	空家等対策協議会委員	" <u>6,000</u>
総合開発委員会委員	" <u>5,600</u>	総合開発委員会委員	" <u>6,000</u>
町民自治推進委員会委員	" <u>5,600</u>	町民自治推進委員会委員	" <u>6,000</u>
都市計画審議会委員	" <u>5,600</u>	都市計画審議会委員	" <u>6,000</u>
育成牧場運営協議会委員	" <u>5,600</u>	育成牧場運営協議会委員	" <u>6,000</u>
特別職報酬等審議会委員	" <u>5,600</u>	特別職報酬等審議会委員	" <u>6,000</u>
地籍調査推進委員	" <u>5,600</u>	地籍調査推進委員	" <u>6,000</u>
略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 13 号

八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

八雲町固定資産評価審査委員会条例（平成17年八雲町条例第58号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 14 号

八雲町合葬墓条例の一部を改正する条例

八雲町合葬墓条例（平成 28 年八雲町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後						
<p>(名称及び位置) 第 3 条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>八雲町合葬墓</u></p> <p>(2) 位置 <u>二海郡八雲町豊河町 11 番地 1 の八雲墓地内</u></p>	<p>(名称及び位置) 第 3 条 合葬墓の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">八雲町合葬墓</td> <td style="text-align: center;">二海郡八雲町豊河町 11 番地 1 の八雲墓地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八雲町熊石合葬墓</td> <td style="text-align: center;">二海郡八雲町熊石根崎町 619 番地の根崎墓地内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町 11 番地 1 の八雲墓地内	八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町 619 番地の根崎墓地内
名称	位置						
八雲町合葬墓	二海郡八雲町豊河町 11 番地 1 の八雲墓地内						
八雲町熊石合葬墓	二海郡八雲町熊石根崎町 619 番地の根崎墓地内						
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。							

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



八雲町介護従事者就職支援資金貸付条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護従事者の確保と移住の促進を図るため、八雲町内の介護保険事業所（八雲町内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に掲げるサービスを提供する事業所又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業をいう。）及び第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所をいう。以下同じ。）に就職するために転入する者に対し、その就職に係る費用を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 介護従事者就職支援資金（以下「就職資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 八雲町外に1年以上在住した後、八雲町に転入した者（令和2年4月1日以降に転入した者に限る。）
- (2) 八雲町内の介護保険事業所に正職員の介護職（介護保険事業所において介護サービス（身体介護、生活支援）を提供する者をいう。以下同じ。）として就職した者（令和2年4月1日以降に就職した者に限る。）

(貸付金の額)

第3条 就職資金の貸付金額は20万円以内とし、貸付けに係る利率は無利子とする。なお、貸付対象者1人につき1回限りの貸付けとする。

(貸付けの申請)

第4条 就職資金の貸付けを受けようとする者は、転入した日から3月を経過する日、かつ就職した日から3月を経過する日までの間に、連帯保証人2人を定め、町長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1者はその者の法定代理人とする。
- 3 連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情により適正を失ったときは、新たな連帯保証人を定め、町長に届け出なければならない。

(貸付決定の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により貸付決定を受けた者に対しては、貸付決定を取り消し、貸付金の返還を命ずることができる。

(貸付金の償還)

第8条 貸付けを受けた者は、貸付けを受けた月の翌月から起算して26月以内に、貸付金を償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険事業所を退職した場合又は八雲町外へ転出した場合は、その事由が発生した月の翌月から起算して2月以内に、貸付金を償還しなければならない。

(貸付金の償還猶予)

第9条 町長は、次の各号に該当する場合は、貸付金の償還を猶予することができる。

(1) 貸付けを受けた者が、災害その他やむを得ない事由により貸付金の償還が困難と認められるとき。

(2) 事業所の廃止等、貸付けを受けた者の責めに帰すことができない事由により退職した場合。

(貸付金の償還免除)

第10条 町長は、貸付けを受けた者が、就職した介護保険事業所に2年間継続して勤務した場合は、貸付金の償還の全部を免除することができる。

2 町長は、貸付けを受けた者が、次の各号に該当する場合は、貸付金の償還の一部を免除することができる。

(1) 就職した介護保険事業所を2年未満で退職した場合

(2) 就職した日から2年以内に転出した場合

3 前条第2号に規定する場合により償還猶予を受け、3月以内に他の八雲町内の介護保険事業所に転職した場合は、転職前の勤務期間と転職後の勤務期間を通算した期間を、前各項において勤務した期間として取り扱うものとみなす。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 16 号

八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年八雲町条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>
<p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道の幅員（<u>自転車通行帯を除く。</u>）は、4メートルを標準とするものとする。</p>
<p>(停車帯)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(停車帯)</p> <p>第8条 略</p> <p>(<u>自転車通行帯</u>)</p> <p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）</u>には、<u>車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）</u>に<u>自転車通行帯を設けるものとする。</u>ただし、<u>地形の状況その他の特別の</u></p>

理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第3級、第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小

むを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 及び (2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小

区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の町道であって町が管理するものについては、この条例による改正後の八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例（平成17年八雲町条例第121号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 町公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等（ただし、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 町公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3～5 略</p>

(家賃の納付)

第17条 町長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が町公営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 略

(修繕費用の負担)

第20条 町公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(量の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、町の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択

(家賃の納付)

第17条 町長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が町公営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 略

2 略

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 略

(修繕費用の負担)

第20条 町公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって町公営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者

に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) ～ (3) 略
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の町公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(町公営住宅の明渡請求)

第41条 略

2 略

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(準用)

第51条 社会福祉法人等による町公営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第49条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) ～ (3) 略
- (4) 前条第1項において町が負担することとされているもの以外の町公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(町公営住宅の明渡請求)

第41条 略

2 略

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

(準用)

第51条 社会福祉法人等による町公営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第36条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第4項」とあるのは「第49条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第54条」と読み替えるものとする。

<p>(保証金)</p> <p>第65条 略</p> <p>3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第19条第3項中「入居者」とあるのは、「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保証金)</p> <p>第65条 略</p> <p>3 第19条第4項及び第5項の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第19条第4項中「入居者」とあるのは、「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 18 号

八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

八雲町特定公共賃貸住宅条例（平成17年八雲町条例第122号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くとき、無利息でこれを還付する。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。</u></p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(敷金)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くとき、無利息でこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。</u></p>
<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第18条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用（<u>畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓そ</u></p>	<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第18条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして</u></p>

<p><u>の他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、町の負担とする。</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u></p>	<p><u>定めるものを除いて、町の負担とする。</u></p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、町長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 19 号

八雲町都市公園条例の一部を改正する条例

八雲町都市公園条例（平成18年八雲町条例第39号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第9（第30条関係）		別表第9（第30条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
栄浜公園	略	栄浜公園	略
		あかしや公園	八雲町落部 330 番地
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 20 号

八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例

八雲町公共下水道条例(平成18年八雲町条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者</u></p> <p>(2) 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を</p>	<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年</u></p>

経過しない者

3 略

(責任技術者証)

第14条 略

2 略

3 責任技術者は、第12条第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 略

(変更の届出等)

第17条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届けなければならない。

を経過しない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。

4 略

(責任技術者証)

第14条 略

2 略

3 責任技術者は、第12条第4項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく町長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 略

(変更の届出等)

第17条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第8条第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届けなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 21 号

八雲町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

八雲町学校給食センター設置条例（平成 17 年八雲町条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後						
<p>(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(職員) 第3条 給食センターに<u>それぞれ</u>所長その他必要な職員を置く。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八雲町学校給食センター</td> <td>八雲町東雲町33番地</td> </tr> <tr> <td>八雲町熊石学校給食センター</td> <td>八雲町熊石鳴神町200番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八雲町学校給食センター	八雲町東雲町33番地	八雲町熊石学校給食センター	八雲町熊石鳴神町200番地	<p>(名称及び位置) 第2条 学校給食センターの名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。 名称 <u>八雲町学校給食センター</u> 位置 <u>八雲町東雲町33番地</u></p> <p>(職員) 第3条 給食センターに<u>所長</u>その他必要な職員を置く。</p>
名称	位置						
八雲町学校給食センター	八雲町東雲町33番地						
八雲町熊石学校給食センター	八雲町熊石鳴神町200番地						
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。							

附 則  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





議案第 22 号

工事請負契約の変更契約の締結について

令和元年第4回八雲町議会臨時会で議決を得た、八雲町学校給食センター改築工事（建築主体）請負契約の一部を次のとおり変更して契約を締結する。

- |            |                    |              |
|------------|--------------------|--------------|
| 1 契約の金額    | 変更前                | 730,400,000円 |
|            | 変更後                | 765,985,000円 |
|            | 差引増減額              | 35,585,000円  |
| 2 契約の相手方   | 黒島・八雲製材特定建設工事共同企業体 |              |
|            | 代表者                |              |
|            | 二海郡八雲町山越115番地の4    |              |
|            | 株式会社 黒島建設          |              |
|            | 代表取締役 黒島 竹満        |              |
| 3 契約の締結の時期 | 令和2年3月中            |              |

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 23 号

工事委託に関する協定の変更協定の締結について

平成 30 年第 2 回八雲町議会定例会で議決を得た、八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を次のように変更して協定を締結する。

記

- 「3. 委託金額 751,000,000 円」を  
「3. 委託金額 725,270,000 円」に改める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 24 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
八雲町バイオマス利活用施設
- 2 指定管理者として指定する者  
八雲町鉛川 456 番地 2  
八雲町バイオサイクル協同組合  
代表理事 佐々木 治 一
- 3 指定する期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 25 号

渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び  
渡島公平委員会規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日付をもって山越郡衛生処理組合が渡島公平委員会から脱退することから渡島公平委員会規約を次のとおり変更しようとする。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

渡島公平委員会規約の一部を変更する規約

渡島公平委員会規約（昭和 42 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。  
別表中「山越郡衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。





議案第 26 号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のとおり認定する。

路線番号 路線名	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
32443 落部支所前通線	起 八雲町落部887番地2地先 終 八雲町落部887番地1地先	道道八雲厚沢部線	138.40m	

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 27 号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道路線を次のとおり変更する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
32119 落部湯の沢線	旧	起 八雲町落部887番地 地先 終 八雲町入沢433番地 地先	道道八雲厚沢部線 東 野落部線 落部湯の沢 線縦貫道側道下り線	2,773.10m	
	新	起 八雲町落部890番地3地先 終 八雲町入沢433番地 地先	道道八雲厚沢部線 東 野落部線 落部湯の沢 線縦貫道側道下り線	2,766.20m	

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 28 号

令和元年度八雲町一般会計補正予算（第 9 号）

令和元年度八雲町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,726,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,166,172 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,322,508	千円 250,233	千円 5,572,741
	1 地方交付税	5,322,508	250,233	5,572,741
13 分担金及び負担金		67,272	△12,381	54,891
	1 分担金	12,085	5,230	17,315
	2 負担金	55,187	△17,611	37,576
15 国庫支出金		1,193,626	△40,594	1,153,032
	1 国庫負担金	628,080	385	628,465
	2 国庫補助金	560,525	△40,979	519,546
16 道支出金		761,290	1,846,910	2,608,200
	1 道負担金	404,432	192	404,624
	2 道補助金	288,326	1,846,718	2,135,044
17 財産収入		52,684	23,093	75,777
	1 財産運用収入	35,518	450	35,968
	2 財産売払収入	17,166	22,643	39,809
19 繰入金		2,590,752	12,958	2,603,710
	1 基金繰入金	2,590,752	12,958	2,603,710
20 繰越金		78,206	20,929	99,135
	1 繰越金	78,206	20,929	99,135

款	項	補正前の額	補正額	計
22 町債		千円 1,925,400	千円 1,625,582	千円 3,550,982
	1 町債	1,925,400	1,625,582	3,550,982
歳 入 合 計		17,439,442	3,726,730	21,166,172

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,149,149	千円 24,566	千円 4,173,715
	1 総務管理費	4,073,188	23,952	4,097,140
	3 戸籍住民基本台帳費	12,652	614	13,266
3 民生費		2,571,496	△21,538	2,549,958
	1 社会福祉費	1,516,933	△22,308	1,494,625
	2 児童福祉費	1,054,563	770	1,055,333
4 衛生費		2,275,308	350,000	2,625,308
	1 保健衛生費	1,565,539	350,000	1,915,539
6 農林水産業費		713,294	3,438,176	4,151,470
	1 農業費	334,058	2,972,366	3,306,424
	2 林業費	145,528	329	145,857
	3 水産業費	233,708	465,481	699,189
7 商工費		334,381	299	334,680
	1 商工費	334,381	299	334,680
8 土木費		1,604,422	△51,242	1,553,180
	2 道路橋りょう費	704,981	△51,242	653,739
9 消防費		287,212	△12,663	274,549
	1 消防費	287,212	△12,663	274,549



款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 1,927,356	千円 △1,487	千円 1,925,869
	1 教育総務費	167,583	△25,538	142,045
	2 小学校費	403,926	34,520	438,446
	3 中学校費	126,670	33,188	159,858
	5 保健体育費	1,144,451	△43,657	1,100,794
13 諸支出金		48,904	619	49,523
	1 諸費	48,904	619	49,523
歳 出	合 計	17,439,442	3,726,730	21,166,172

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為 補 正

(廃 止)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎整備改修事業	自 令和元年度 至 令和2年度	14,963

第 3 表

## 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	1 農 業 費	担い手確保・経営強化支援事業	8,489
		道営草地畜産基盤整備事業	7,500
		研修牧場施設整備事業	2,934,477
		中山間地域総合整備事業	50,675
	3 水 産 業 費	HACCP等対応施設整備事業	478,732
10 教 育 費	2 小 学 校 費	GIGAスクールネットワーク整備事業	57,675
	3 中 学 校 費	GIGAスクールネットワーク整備事業	33,188

## 第 4 表

## 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
研修牧場施設整備事業	1,633,700	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
町営育成牧場整備事業	13,900			
GIGAスクールネットワーク整備事業	38,400			
熊石小学校グラウンド改修事業	7,100			
熊石中学校屋内運動場屋根改修事業	15,800			

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中山間地域総合整備事業	47,400	—	—	—	68,500	—	—	—
熊石地域水産試験研究推進事業	7,500	—	—	—	8,900	—	—	—
除雪機械整備事業	16,500	—	—	—	26,200	—	—	—
道路橋長寿命化事業	45,700	—	—	—	31,900	—	—	—
救急自動車整備事業	24,700	—	—	—	34,000	—	—	—
消防庁舎整備改修事業	30,500	—	—	—	17,100	—	—	—
教員住宅建設事業	74,300	—	—	—	46,500	—	—	—
落部小学校大規模改修事業	172,400	—	—	—	160,200	—	—	—
学校給食センター改築事業	769,300	—	—	—	724,200	—	—	—
臨時財政対策債	262,000	—	—	—	249,482	—	—	—
合 計	1,925,400				3,550,982			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,322,508	250,233	5,572,741
13 分担金及び負担金	67,272	△12,381	54,891
15 国庫支出金	1,193,626	△40,594	1,153,032
16 道支出金	761,290	1,846,910	2,608,200
17 財産収入	52,684	23,093	75,777
19 繰入金	2,590,752	12,958	2,603,710
20 繰越金	78,206	20,929	99,135
22 町債	1,925,400	1,625,582	3,550,982
歳入合計	17,439,442	3,726,730	21,166,172

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,149,149	24,566	4,173,715
3 民生費	2,571,496	△21,538	2,549,958
4 衛生費	2,275,308	350,000	2,625,308
6 農林水産業費	713,294	3,438,176	4,151,470
7 商工費	334,381	299	334,680
8 土木費	1,604,422	△51,242	1,553,180
9 消防費	287,212	△12,663	274,549
10 教育費	1,927,356	△1,487	1,925,869
13 諸支出金	48,904	619	49,523
歳出合計	17,439,442	3,726,730	21,166,172

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
614	0	25,792	△1,840
△21,944	0	△17,611	18,017
0	0	0	350,000
1,846,718	1,670,100	△68,421	△10,221
0	0	0	299
△50,298	△4,100	0	3,156
0	△4,100	0	△8,563
31,226	△23,800	0	△8,913
0	0	0	619
1,806,316	1,638,100	△60,240	342,554

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,322,508	250,233	5,572,741
計	5,322,508	250,233	5,572,741

1 3 款 分担金及び負担金

1 項 分担金

	千円	千円	千円
1 農林水産業費分担金	12,085	5,230	17,315
計	12,085	5,230	17,315

1 3 款 分担金及び負担金

2 項 負担金

	千円	千円	千円
1 民生費負担金	55,187	△17,611	37,576
計	55,187	△17,611	37,576

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	602,857	385	603,242
計	628,080	385	628,465

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	6,891	614	7,505
2 民生費国庫補助金	61,296	△22,521	38,775

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 250,233	普通交付税 特別交付税	千円 160,359 89,874

1 農業費分担金	千円 5,230	道営草地畜産基盤整備事業分担金 道営中山間地域総合整備事業分担金	千円 6,625 △1,395

2 児童福祉費負担金	千円 △17,611	保育児童利用者負担金（国の子保育園） 保育児童利用者負担金（なかよし保育園） 保育児童利用者負担金（あかしや保育園）	千円 △6,996 △7,032 △3,583

2 児童福祉費負担金	千円 385	障がい児入所給付費等（通所給付費等）負担金	千円 385

1 戸籍住民基本台帳費補助金	千円 614	個人番号カード交付事業費補助金	千円 614
1 社会福祉費補助金	△22,521	低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事業費補助金 低所得・子育て世帯プレミアム付商品券発行事務費補助金	△16,000 △6,521

## 15 款 国庫支出金

## 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 土木費国庫補助金	271,275	△50,298	220,977
6 教育費国庫補助金	209,495	31,226	240,721
計	560,525	△40,979	519,546

## 16 款 道支出金

## 1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	332,211	192	332,403
計	404,432	192	404,624

## 16 款 道支出金

## 2 項 道補助金

	千円	千円	千円
4 農林水産業費道補助金	191,152	1,846,718	2,037,870
計	288,326	1,846,718	2,135,044

## 17 款 財産収入

## 1 項 財産運用収入

	千円	千円	千円
1 財産貸付収入	32,603	450	33,053
計	35,518	450	35,968

## 17 款 財産収入

## 2 項 財産売払収入

	千円	千円	千円
2 物品売払収入	343	22,643	22,986
計	17,166	22,643	39,809



節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 道路橋りょう費補助金	△50,298	除雪機械整備事業補助金 道路長寿命化修繕事業交付金	△21,875 △28,423
1 小学校費補助金	15,655	小学校大規模改修事業交付金 G I G Aスクールネットワーク整備事業補助金	△8,026 23,681
2 中学校費補助金	15,571	G I G Aスクールネットワーク整備事業補助金	15,571

	千円		千円
2 児童福祉費負担金	192	障がい児入所給付費等（通所給付費等）負担金	192

	千円		千円
1 農業費補助金	1,367,986	担い手確保・経営強化支援事業補助金 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 農業競争力基盤強化特別対策事業補助金	8,489 1,359,067 430
3 水産業費補助金	478,732	H A C C P等対応施設整備事業補助金	478,732

	千円		千円
1 土地建物貸付収入	450	土地貸付料	450

	千円		千円
2 立木売払収入	22,643	立木売払収入	22,643

## 19 款 繰入金

## 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,355,752	千円 12,958	千円 2,368,710
計	2,590,752	12,958	2,603,710

## 20 款 繰越金

## 1 項 繰越金

1 繰越金	千円 78,206	千円 20,929	千円 99,135
計	78,206	20,929	99,135

## 22 款 町債

## 1 項 町債

4 農林水産業債	千円 107,500	千円 1,670,100	千円 1,777,600
5 土木債	82,000	△4,100	77,900
6 消防債	141,700	△4,100	137,600

節		説	明
区 分	金 額		
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 12,958	ふるさと応援基金繰入金	千円 12,958

1 前年度繰越金	千円 20,929	前年度繰越金	千円 20,929

1 農業事業債	千円 1,668,700	中山間地域総合整備事業債 研修牧場施設整備事業債 町営育成牧場整備事業債	千円 21,100 1,633,700 13,900
3 水産業事業債	1,400	熊石地域水産試験研究推進事業債	1,400
1 道路橋りょう整備 事業債	△4,100	除雪機械整備事業債 道路橋長寿命化事業債	9,700 △13,800
1 消防施設整備事業 債	△4,100	救急自動車整備事業債 消防庁舎整備改修事業債	9,300 △13,400

22 款 町債  
1 項 町債

目	補正前の額	補 正 額	計
7 教育債	千円 1,024,800	千円 △23,800	千円 1,001,000
8 臨時財政対策債	262,000	△12,518	249,482
計	1,925,400	1,625,582	3,550,982

節		説	明
区 分	金 額		
1 小学校施設整備事業債	千円 18,100	落部小学校大規模改修事業債 熊石小学校グラウンド改修事業債 G I G Aスクールネットワーク整備事業債	千円 △12,200 7,100 23,200
2 保健体育施設整備事業債	△45,100	学校給食センター改築事業債	△45,100
3 教員住宅建設事業債	△27,800	教員住宅建設事業債	△27,800
4 中学校施設整備事業債	31,000	熊石中学校屋内運動場屋根改修事業債 G I G Aスクールネットワーク整備事業債	15,800 15,200
1 臨時財政対策債	△12,518	臨時財政対策債	△12,518

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	千円 22,843	千円 23,952	千円 46,795	千円	千円	千円 25,792	千円 △1,840
計	4,073,188	23,952	4,097,140	0	0	25,792	△1,840

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	千円 12,652	千円 614	千円 13,266	千円 614	千円	千円	千円
計	12,652	614	13,266	614	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	千円 99,824	千円 △22,521	千円 77,303	千円 △22,521	千円	千円	千円
3 高齢者福祉費	421,482	213	421,695				213
計	1,516,933	△22,308	1,494,625	△22,521	0	0	213

節		説 明
区 分	金 額	
17 公有財産購入費	千円 △1,840	新幹線建設工事発生土受入地購入費 千円 △1,840
25 積立金	25,792	公共施設整備基金積立金 25,792

19 負担金補助及び交付金	千円 614	通知カード・個人番号カード関連事務負担金 千円 614

3 職員手当等	千円 △1,153	時間外勤務手当 千円 △1,153
4 共済費	△72	社会保険料 △72
7 賃金	△446	臨時事務員賃金 △446
11 需用費	△204	消耗品費 △67 印刷製本費 △137
12 役務費	△599	運搬料 △599
13 委託料	△4,047	低所得・子育てプレミアム付商品券発行業務委託料 △4,047
19 負担金補助及び交付金	△16,000	低所得・子育てプレミアム付商品券発行事業補助金 △16,000
28 繰出金	213	介護保険事業特別会計繰出金 213

### 3 款 民生費

#### 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 765,587	千円 770	千円 766,357	千円 577	千円	千円 △17,611	千円 17,804
計	1,054,563	770	1,055,333	577	0	△17,611	17,804

### 4 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 病院事業費	1,103,681	350,000	1,453,681				350,000
計	1,565,539	350,000	1,915,539	0	0	0	350,000

### 6 款 農林水産業費

#### 1 項 農業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	43,528	8,489	52,017	8,489			
4 畜産業費	85,503	2,941,977	3,027,480	1,359,497	1,633,700	△51,675	455
5 町営育成牧場管理費	44,468	0	44,468		13,900		△13,900
6 農地費	113,712	21,900	135,612		21,100	△3,495	4,295
計	334,058	2,972,366	3,306,424	1,367,986	1,668,700	△55,170	△9,150

### 6 款 農林水産業費

#### 2 項 林業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 森林環境事業費	17,496	329	17,825				329
計	145,528	329	145,857	0	0	0	329



節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	千円 770	障がい児入所給付費（通所給付費等） 千円 770

28 繰出金	千円 350,000	病院事業会計繰出金 千円 350,000

19 負担金補助及び交付金	千円 8,489	担い手確保・経営強化支援事業補助金 千円 8,489
19 負担金補助及び交付金	2,941,977	草地畜産基盤整備事業負担金 7,500 研修牧場施設整備事業補助金 2,934,477
		財源内訳の変更 町営育成牧場整備事業 (一般財源から地方債へ13,900千円変更)
19 負担金補助及び交付金	21,900	中山間地域総合整備事業負担金 21,900

25 積立金	千円 329	森林環境譲与税基金積立金 千円 329

6 款 農林水産業費  
3 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 水産業振興費	千円 119,497	千円 △13,251	千円 106,246	千円	千円	千円 △13,251	千円
4 漁業構造改善事業費	50,882	478,732	529,614	478,732			
5 海洋深層水費	12,494	0	12,494		1,400		△1,400
計	233,708	465,481	699,189	478,732	1,400	△13,251	△1,400

7 款 商工費  
1 項 商工費

1 商工総務費	千円 2,274	千円 299	千円 2,573	千円	千円	千円	千円 299
計	334,381	299	334,680	0	0	0	299

8 款 土木費  
2 項 道路橋りょう費

3 除雪対策費	千円 284,877	千円 △5,970	千円 278,907	千円 △21,875	千円 9,700	千円	千円 6,205
5 橋りょう維持費	154,323	△45,272	109,051	△28,423	△13,800		△3,049
計	704,981	△51,242	653,739	△50,298	△4,100	0	3,156

9 款 消防費  
1 項 消防費

3 消防施設費	千円 162,788	千円 △12,663	千円 150,125	千円	千円 △4,100	千円	千円 △8,563
計	287,212	△12,663	274,549	0	△4,100	0	△8,563

節		説明
区分	金額	
13 委託料	千円 △13,251	さけます養殖施設建設地測量外調査業務委託料 千円 △13,251
19 負担金補助及び交付金	478,732	HACCP等対応施設整備事業補助金 478,732
		財源内訳の変更 熊石地域水産試験研究推進事業 (一般財源から地方債へ1,400千円変更)

19 負担金補助及び交付金	千円 299	設備投資促進奨励補助金 千円 299
---------------	-----------	--------------------------

18 備品購入費	千円 △5,970	除雪機械購入費 千円 △5,970
13 委託料	△15,203	橋りょう改修工事設計業務委託料 △15,203
15 工事請負費	△30,069	橋りょう改修工事請負費 △30,069

11 需用費	千円 1,485	通信指令卓修繕料 千円 1,485
15 工事請負費	△14,148	ドクターヘリ離発着場外構工事請負費 △14,148
		財源内訳の変更 救急自動車整備事業 (一般財源から地方債へ9,300千円変更)

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 住宅建設費	千円 110,982	千円 △25,538	千円 85,444	千円	千円 △27,800	千円	千円 2,262
計	167,583	△25,538	142,045	0	△27,800	0	2,262

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	千円 374,205	千円 34,520	千円 408,725	千円 15,655	千円 18,100	千円	千円 765
計	403,926	34,520	438,446	15,655	18,100	0	765

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 104,249	千円 33,188	千円 137,437	千円 15,571	千円 31,000	千円	千円 △13,383
計	126,670	33,188	159,858	15,571	31,000	0	△13,383

10 款 教育費

5 項 保健体育費

6 八雲学校給食センター費	千円 1,003,548	千円 △45,234	千円 958,314	千円	千円 △45,100	千円	千円 △134
7 熊石学校給食センター費	26,155	1,577	27,732				1,577
計	1,144,451	△43,657	1,100,794	0	△45,100	0	1,443

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 △2,108	教員住宅建設実施設計業務委託料	千円 △2,108
15 工事請負費	△23,430	教員住宅建設工事請負費	△23,430

13 委託料	千円 △451	落部小学校大規模改修工事監理業務委託料	千円 △451
15 工事請負費	34,971	落部小学校大規模改修工事請負費 G I G Aスクールネットワーク整備工事請負費	△22,704 57,675
		財源内訳の変更 熊石小学校グラウンド改修事業 (一般財源から地方債へ7,100千円変更)	

15 工事請負費	千円 33,188	G I G Aスクールネットワーク整備工事請負費	千円 33,188
		財源内訳の変更 熊石中学校屋内運動場屋根改修事業 (一般会計から地方債へ15,800千円変更)	

13 委託料	千円 △359	学校給食センター改築工事監理業務委託料	千円 △359
15 工事請負費	△44,875	学校給食センター改築工事請負費 学校給食センター外構工事請負費	△41,355 △3,520
12 役務費	64	自動車登録変更手数料	64
18 備品購入費	1,513	熊石学校給食センター自動車購入費	1,513

13 款 諸支出金  
1 項 諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 還付金及び返納金	千円 40,904	千円 619	千円 41,523	千円	千円	千円	千円 619
計	48,904	619	49,523	0	0	0	619

節		説明
区分	金額	
23 償還金利息及び割引料	千円 619	社会資本整備総合交付金過年度分返還金 千円 619

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	237		859,175	599,628	1,458,803	454,971	1,913,774	
補正前	237		859,175	600,781	1,459,956	454,971	1,914,927	
比較				△ 1,153	△ 1,153		△ 1,153	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,662	33,686	93,028	16,578	612	3,628	32,589	138	199,362
	補正前	28,662	33,686	94,181	16,578	612	3,628	32,589	138	199,362
	比較			△ 1,153						
職員手当等の内訳	区分	勤労手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	599,628	
	補正前	141,441	21,056	9,491	1,646	79	552	17,080	600,781	
	比較								△ 1,153	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当等	△ 1,153	その他の増減分	△ 1,153	時間外勤務 手当	△ 1,153 ◎低所得・子育て世帯プ レミアム付商品券発行事 業に係る時間外勤務手当 △1,153



債務負担行為補正に関する調書

2. その他の債務負担行為  
(廃止)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	30年度未 までの支出 (見込)額	元 年 度 支 予 定 額	2年度以降の支出予定額				
					金 額	財 源 内 訳			
						国 道 支 出 金	地方債	その他の 特定財源	一般財源
消防庁舎整備改修 事業	自 令和元年度 至 令和2年度	14,963			14,963		14,200		763

地方債補正に関する調書

区 分	元 年 度 中 増 減 見 込 額			元年度末 現在高見込額
	元 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	31,900	1,619,400	1,651,300	4,803,238
(4) 農 林 水 産	0	1,594,400	1,594,400	2,245,989
(8) 消 防	30,500	△ 13,400	17,100	446,042
(9) 教 育	0	38,400	38,400	682,229
3 そ の 他	1,893,500	6,182	1,899,682	9,972,178
(1) 辺 地 対 策	68,700	△ 10,100	58,600	353,437
(2) 過 疎 対 策	1,543,000	28,800	1,571,800	3,855,071
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	262,000	△ 12,518	249,482	4,997,325
合 計	1,925,400	1,625,582	3,550,982	14,819,027

議案第 29 号

令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,528 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,808,452 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出

八雲町長 岩村克詔



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		千円 0	千円 37,528	千円 37,528
	1 繰越金	0	37,528	37,528
歳 入 合 計		2,770,924	37,528	2,808,452

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 基金積立金		千円 0	千円 37,528	千円 37,528
	1 基金積立金	0	37,528	37,528
歳 出 合 計		2,770,924	37,528	2,808,452

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 繰越金	0	37,528	37,528
歳入合計	2,770,924	37,528	2,808,452

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 基金積立金	0	37,528	37,528
歳出合計	2,770,924	37,528	2,808,452

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	37,528
0	0	0	37,528

2 歳 入

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	0	37,528	37,528
計	0	37,528	37,528

3 歳 出

8 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民健康保 険事業基金 積立金	0	37,528	37,528				37,528
計	0	37,528	37,528	0	0	0	37,528



節		金額	説明
区分	金額		
1 前年度繰越金	千円 37,528	前年度繰越金	千円 37,528

節		金額	説明
区分	金額		
25 積立金	千円 37,528	国民健康保険事業基金積立金	千円 37,528



議案第 30 号

令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和元年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 638 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,926,508 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 466,264	千円 425	千円 466,689
	2 国庫補助金	167,019	425	167,444
8 繰入金		360,184	213	360,397
	1 一般会計繰入金	304,902	213	305,115
歳 入 合 計		1,925,870	638	1,926,508

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 46,771	千円 638	千円 47,409
	1 総務管理費	33,193	638	33,831
歳 出 合 計		1,925,870	638	1,926,508

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	466,264	425	466,689
8 繰入金	360,184	213	360,397
歳入合計	1,925,870	638	1,926,508

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	46,771	638	47,409
歳出合計	1,925,870	638	1,926,508

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
425	0	0	213
425	0	0	213

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 事業費補助金	357	425	782
計	167,019	425	167,444

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	54,413	213	54,626
計	304,902	213	305,115

3 歳 出 (保険事業勘定)

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	33,069	638	33,707	425			213
計	33,193	638	33,831	425	0	0	213



節		説	明
区 分	金 額		
1 事業費補助金	千円 425	介護保険システム改修事業補助金	千円 425

2 事務費繰入金	千円 213	事務費繰入金	千円 213

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 638	介護保険システム改修業務委託料	千円 638



議案第 31 号

令和元年度八雲町病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（1）年間患者数				
総合病院	入院	101,382人	△ 7,572人	93,810人
	外来	142,032人	0人	142,032人
	計	243,414人	△ 7,572人	235,842人
（2）一日平均患者数				
総合病院	入院	277人	△ 25人	252人
	外来	592人	0人	592人
	計	869人	△ 25人	844人

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	6,024,022 千円	千円	6,024,022 千円
第 1 項 総合病院医業収益	4,456,424 千円	△ 350,000 千円	4,106,424 千円
第 5 項 総合病院特別利益	86,091 千円	350,000 千円	436,091 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 10 条中「総合病院 515,323 千円」を「総合病院 865,323 千円」に改める。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩村克詔

令和元年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収			5,002,125	0	5,002,125			
	1. 総合病院医業収益		4,456,424	△ 350,000	4,106,424			
		1. 入院収益	3,107,567	△ 350,000	2,757,567	入院収益	△ 350,000	
	5. 総合病院特別利益		86,091	350,000	436,091			
		1. その他特別利益	86,091	350,000	436,091	一般会計繰入金	350,000	
収益合計			5,002,125	0	5,002,125			

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年2月25日

八雲町長 岩村克詔

### 損害賠償額の決定について

町は、令和2年1月23日、八雲町熊石雲石町494番地1（八雲町熊石国民健康保険病院敷地内駐車場）において、建物屋根軒天部からモルタルが崩落し、敷地内に駐車中の来院患者所有車両に当たり損害を与えたことについて、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- 1 損害賠償の額 398,000円
- 2 損害賠償の相手方 二海郡八雲町熊石相沼町203番地  
桂川末勝

同意第 1 号

八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
土 井 寿 彦	札幌市中央区宮の森 1 条 13 丁目 1 - 35	昭和 35 年 11 月 2 日

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所	八雲町元町74番地10
氏 名	石 川 和 子
生年月日	昭和24年10月28日

令和 2 年 3 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

